

項 目	現 行	改 正
	相当する点数を限度とする。	
(区分の新設)	(新設)	→ 内視鏡下椎弓切除術 12,100点 注 3以上の椎弓について手術を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に6,050点を加算する。ただし、加算点数は24,200点を限度とする。
椎弓形成手術 (注の見直し)	注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算点数は所定点数の100分の200に相当する点数を限度とする。	→ 注 3以上の椎弓について手術を行う場合は、1椎弓を増すごとに所定点数に9,550点を加算する。ただし、加算点数は38,200点を限度とする。
(区分の新設)	(新設)	→ 内視鏡下椎間板摘出(切除)術 1 前方摘出術 33,600点 2 後方摘出術 17,200点
脊椎、骨盤悪性腫瘍手術 (点数の見直し)	29,600点	→ 31,100点
骨盤半切断術 (区分の見直し)	骨盤半切断術 32,900点	→ 骨盤切断術 32,900点
(区分の新設)	(新設)	→ 寛骨臼移動術 28,000点
脊椎固定術 (項目の見直し)	1 椎体に達するもの 34,800点 2 椎体に達しないもの 25,100点	→ 1 前方椎体固定34,800点 2 後方又は後側方固定 25,100点 3 後方椎体固定34,800点 4 前方後方同時固定 50,000点
(注の変更)	注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数の100分の50に	→ 注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに1にあっては17,400点、

項 目	現 行	改 正
	相当する点数を加算する。ただし、加算点数は所定点数の100分の200に相当する点数を限度とする。	2 にあつては12,550点、 3 にあつては17,400点、 4 にあつては25,000点を 加算する。ただし、加算 点 数 は 1 に あ つ て は 69,600点、2 にあつては 50,200点、3 にあつては 69,600点、4 にあつては 100,000点を限度とする。
(区分の新設)	(新設)	→ 脊椎側彎症手術 34,800点 注 椎間が2 以上の場合 は、1 椎間を増すごとに 所定点数に17,400点を加 算する。ただし、加算点 数は69,600点を限度とす る。
(区分の新設)	(新設)	→ 内視鏡下脊椎固定術（胸椎 又は腰椎前方固定） 45,300点 注 椎間が2 以上の場合 は、1 椎間を増すごとに 所定点数に22,600点を加 算する。ただし、加算点 数は90,400点を限度とす る。
第3款 神経系・頭蓋		
穿頭術後脳室ドレナージ (区分の見直し)	穿頭術後脳室ドレナージ 1,940点	→ 穿頭脳室ドレナージ 1,940点
脳くも膜癒着剝離術 (区分の見直し)	脳くも膜癒着剝離術	→ (削除)
広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建 術 (点数の見直し) (区分の新設)	97,100点 (新設)	→ 102,000点 → 耳科的硬脳膜外膿瘍切開術 29,300点
定位脳手術	定位脳手術 25,000点	→ 機能的定位脳手術 1 片側の場合 26,300点 2 両側の場合 35,000点
顕微鏡使用によるてんかん手	55,700点	→ 58,500点

項 目	現 行	改 正
術（焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術） （点数の見直し） （区分の新設） 脳神経手術（開頭して行うもの） （点数の見直し） （区分の新設） （区分の新設）	（新設） 21,900点 （新設） （新設）	顔面神経管開放術26,000点 23,000点 頭蓋内微小血管減圧術 23,000点 脳血管塞栓（血栓）摘出術 24,400点
頭蓋内腫瘍摘出術 （点数の見直し）	31,300点	32,900点
頭蓋内腫瘍摘出術 1 松果体部腫瘍 2 その他のもの （点数の見直し）	81,000点 79,300点	83,500点 82,000点
経耳的聴神経腫瘍摘出術 （点数の見直し）	48,300点	50,700点
経鼻的下垂体腫瘍摘出術 （点数の見直し）	45,300点	50,700点
硬脳膜血管結紮術 （区分の見直し）	硬脳膜血管結紮術	（削除）
水頭症手術 （点数の見直し） （区分の新設）	水頭症手術 1 脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの） 20,800点 2 シャント手術17,800点 （新設）	水頭症手術 1 脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの） 21,800点 2 シャント手術18,700点 髄液シャント拔去術 1,680点
脳動脈瘤被包術 1 1箇所 2 2箇所以上 （点数の見直し）	40,200点 53,100点	42,200点 55,800点
脳動脈瘤流入血管クリッピング （開頭して行うもの） 1 1箇所 2 2箇所以上	42,300点 58,400点	44,400点 61,300点
脳動脈瘤頸部クリッピング 1 1箇所	68,300点	70,500点

項 目	現 行	改 正
2 2箇所以上 (点数の見直し)	80,100点	84,100点
脳血管内手術 (点数の見直し)(注の追加)	32,700点 (新設)	40,900点 注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
経皮的脳血管形成術 (点数の見直し)	21,000点	22,100点
選択的脳血栓・塞栓溶解術 (注の新設)	(新設)	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術 (項目の見直し)	脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術 24,500点	脳刺激装置植込術(頭蓋内電極植込術を含む) 1 片側の場合 26,300点 2 両側の場合 35,000点
(区分の新設)	(新設)	頭蓋内電極抜去 9,380点
(区分の新設)	(新設)	神経交差縫合術 1 指(手、足) 20,600点 2 その他のもの 25,400点
脊髄刺激装置植込術 (点数の見直し)	17,000点	17,900点
(区分の新設)	(新設)	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプ設置 15,000点
(区分の新設)	(新設)	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプ交換術 3,000点
(区分の新設)	(新設)	重症痙性麻痺治療薬髄腔内持続注入用埋込型ポンプ薬剤再充填 320点 注 3月に1回に限り算定する。

項 目	現 行	改 正
(区分の新設)	(新設) →	レックリングハウゼン病偽 神経腫切除術 (露出部) 1 長径2センチメートル 未満 1,660点 2 長径2センチメートル 以上4センチメートル未 満 3,670点 3 長径4センチメートル 以上 4,360点
(区分の新設)	(新設) →	レックリングハウゼン病偽 神経腫切除術 (露出部以外) 1 長径3センチメートル 未満 1,280点 2 長径3センチメートル 以上6センチメートル未 満 3,230点 3 長径6センチメートル 以上 4,160点
(区分の新設)	(新設) →	横隔神経麻痺術 4,410点
(区分の新設)	(新設) →	眼窩下孔部神経切断術 4,410点
(区分の新設)	(新設) →	おとがい孔部神経切断術 4,410点
(区分の新設)	(新設) →	尾動脈腺摘出術 6,170点
胸腔鏡下交感神経節切除術 (区分の見直し)	胸腔鏡下交感神経節切除術 15,400点	胸腔鏡下交感神経節切除術 (両側) 18,500点
(区分の新設)	(新設) →	ストッフエル手術 9,610点
(区分の新設)	(新設) →	閉鎖神経切除術 9,610点
(区分の新設)	(新設) →	末梢神経遮断 (挫滅又は切 断) 術 (浅腓骨神経、深腓 骨神経、後脛骨神経又は腓 腹神経に限る。) 9,610点
第4款 眼 (涙嚢、涙管) (名称の変更)	(涙嚢、涙管)	→ (涙道)
涙点切開術、涙点閉鎖術、涙 小管拡大術 (区分の見直し)	涙点切開術、涙点閉鎖術、 涙小管拡大術 550点	→ 涙点、涙小管形成術 550点

項 目	現 行	改 正
涙管シリコンチューブ挿入術 (区分の見直し)	涙管シリコンチューブ挿入術 1,810点	涙管チューブ挿入術 1,810点
涙嚢鼻腔吻合術 (点数の見直し)	13,800点	14,500点
(区分の新設)	(新設)	外眥切開術 470点
瞼板切除術 (区分の見直し)	瞼板切除術 1,580点	瞼板切除術 (巨大霰粒腫摘出) 1,580点
結膜結石除去術 (1 眼瞼ごと) (区分の見直し)	結膜結石除去術 (1 眼瞼ごと) 260点	結膜結石除去術 1 少数のもの (1 眼瞼ごと) 260点 2 多数のもの 390点
(区分の新設)	(新設)	内眥形成術 8,580点
翼状片手術 (項目の変更)	翼状片手術 1 弁の移植を要するもの 4,380点 2 その他のもの 1,980点	翼状片手術 (弁の移植を要するもの) 4,130点
(区分の新設)	(新設)	結膜肉芽腫摘除術 800点
眼窩変形治療骨折矯正術 (区分の見直し)	眼窩変形治療骨折矯正術 15,300点	眼窩骨折整復術 13,600点
眼窩内異物除去術 (表在性) (点数の見直し)	5,400点	5,670点
眼窩内異物除去術 (深在性) 1 視神経周囲、眼窩尖端 2 その他 (点数の見直し)	12,200点 7,500点	12,800点 7,880点
涙腺摘出術 (切除を含む。) (区分の見直し)	涙腺摘出術 (切除を含む。)	(削除)
眼窩涙腺腫瘍摘出 (切除) 術 (区分の見直し)	眼窩涙腺腫瘍摘出 (切除) 術	(削除)
眼窩内腫瘍摘出術 (表在性) (点数の見直し)	4,400点	4,520点
眼窩内腫瘍摘出術 (深在性) 1 視神経周囲、眼窩尖端 2 その他 (項目の見直し)	眼窩内腫瘍摘出術 (深在性) 1 視神経周囲、眼窩尖端 23,100点 2 その他 15,300点	眼窩内腫瘍摘出術 (深在性) 20,100点
眼窩悪性腫瘍手術 (点数の見直し)	23,600点	24,800点

項 目	現 行	改 正
眼球内異物摘出術（硝子体内異物摘出を含む。） （区分の見直し）	眼球内異物摘出術（硝子体内異物摘出を含む。）	→ （削除）
眼筋移植術 （区分の見直し）	眼筋移植術 11,800点	→ 眼筋移動術 12,400点
角膜強膜縫合術 （区分の見直し）	角膜強膜縫合術 2,980点	→ 角膜・強膜縫合術 2,980点
角膜縫合術、強膜縫合術、結膜強膜縫合術 （区分の見直し）	角膜縫合術、強膜縫合術、結膜強膜縫合術	→ （削除）
角膜パングス手術（角膜パングス冷凍凝固術を含む。） （区分の見直し）	角膜パングス手術（角膜パングス冷凍凝固術を含む。） 980点	→ 角膜新生血管手術（冷凍凝固術を含む。） 980点
（区分の新設）	（新設）	→ 顕微鏡下角膜抜糸術 980点
強膜異物除去術 （区分の見直し）	強膜異物除去術 650点	→ 角膜・強膜異物除去術 650点
角膜異物除去術 （区分の見直し）	角膜異物除去術	→ （削除）
ぶどう腫縮小術 （区分の見直し）	ぶどう腫縮小術	→ （削除）
角膜移植術 （点数の見直し）	29,100点	→ 30,600点
角膜点墨染色術 （区分の見直し）	角膜点墨染色術	→ （削除）
虹彩癒着剝離術 （区分の見直し）	虹彩癒着剝離術	→ （削除）
光学的虹彩切除術 （区分の見直し）	光学的虹彩切除術	→ （削除）
毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術 （点数の見直し）	11,300点	→ 11,900点
虹彩離断術 （区分の見直し）	虹彩離断術	→ （削除）
緑内障手術 （項目の見直し）	1 虹彩切除術、毛様体ジ アテルミー 4,740点 2 毛様体剝離術、虹彩嵌 置術、円鋸術、シェイ手 術 5,080点 3 隅角切開術、隅角穿刺 術 6,460点 4 洞切開術（シュレム管	→ 1 虹彩切除術 4,740点 2 流出路再建術、濾過手 術 14,200点

項 目	現 行	改 正
	開放術) 10,100点 5 線維柱帯切断術、線維柱帯切除術、経毛様体扁平部濾過手術 14,700点	
瞳孔形成術 (区分の見直し)	瞳孔形成術 4,910点	虹彩整復後・瞳孔形成術 4,700点
前房、虹彩内異物除去術 (マグネットを使用するもの) (区分の見直し)	前房、虹彩内異物除去術 (マグネットを使用するもの) 5,200点	前房、虹彩内異物除去術 6,050点
黄斑下手術 (点数の見直し)	37,700点	39,600点
硝子体吸引術 (区分の見直し)	硝子体吸引術 1,900点	硝子体注入・吸引術 1,900点
硝子体切除術 (項目の見直し)	硝子体切除術 1 前部の場合 11,000点 2 深部の場合 19,400点	硝子体切除術 11,000点
硝子体基顕微鏡下離断術 1 網膜付着組織を含むもの 2 その他のもの (点数の見直し)	23,300点 19,500点	24,500点 20,500点
増殖性硝子体網膜症手術 (点数の見直し)	36,800点	38,600点
白内障手術 眼内レンズ挿入術 (区分の見直し)	白内障手術 1 後発切開術 1,510点 2 嚢内摘出術 7,430点 3 吸引術 4,910点 4 超音波摘出術 7,430点 5 嚢外摘出術 (後嚢研磨を含む。) 7,430点 6 経毛様体扁平部水晶体摘出術 7,430点 眼内レンズ挿入術 8,350点	水晶体再建術 1 眼内レンズを挿入する場合 12,100点 2 眼内レンズを挿入しない場合 7,430点
後発白内障後嚢研磨術 (区分の見直し)	後発白内障後嚢研磨術 1,880点	後発白内障手術 1,520点
第5款 耳鼻咽喉 (区分の新設)	(新設)	外耳道骨腫切除術 5,900点
鼓膜切開術	注 イオントフォレーゼを	(第3節へ移動)

項 目	現 行	改 正
(注の見直し)	使用した場合は、45点を加算する。	
錐体尖端部手術 (区分の見直し)	錐体尖端部手術 19,600点	錐体部手術 19,600点
鼓膜癒着症手術 (区分の見直し)	鼓膜癒着症手術	(削除)
(区分の新設)	(新設)	耳管狭窄ビニール管挿入 1,090点
鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術 (注の見直し)	注 イオントフォレーゼを使用した場合は、45点を加算する。	(第3節へ移動)
鼓膜中耳肉芽切除術 (区分の見直し)	鼓膜中耳肉芽切除術 2,320点	鼓膜鼓室肉芽切除術 2,320点
鼓室形成手術 (点数の見直し)	31,300点	32,900点
経迷路的内耳道開放術 (点数の見直し)	35,000点	36,800点
内耳窓閉鎖術 (点数の見直し)	16,500点	17,300点
(区分の新設)	(新設)	下甲介粘膜焼灼術 900点
萎縮性鼻炎粘膜下異物挿入術 (区分の新設)	2,600点 (新設)	(削除) 鼻骨脱臼整復術 1,640点
(区分の新設)	(新設)	鼻骨骨折徒手整復術 1,640点
(区分の新設)	(新設)	上顎洞鼻内手術(スツルマン氏、吉田氏変法を含む) 2,110点
(区分の新設)	(新設)	上顎洞鼻外手術 2,110点
(区分の新設)	(新設)	鼻甲介切除術(高周波電気凝固法によるもの) 900点
(区分の新設)	(新設)	出血性鼻茸摘出術 5,280点
鼻副鼻腔悪性腫瘍手術 1 切除 2 全摘 (点数の見直し)	16,200点 33,000点	17,000点 34,700点
(副鼻腔) (注の見直し)	区分番号K348から区分番号K366までに掲げる手術において、内視鏡下により行った場合は、それぞれの所定点数に1,000点を加算する。	(第3節へ移動)

項 目	現 行	改 正
試験上顎洞開窓術 (区分の見直し)	試験上顎洞開窓術 →	(削除)
鼻内上顎洞開窓術 (区分の見直し)	鼻内上顎洞開窓術 2,090点 →	上顎洞開窓術 2,000点
(区分の新設)	(新設) →	鼻内上顎洞根本手術 5,120点
(区分の新設)	(新設) →	副鼻腔炎術後後出血止血法 5,120点
鼻内前頭洞手術 (注の追加)	(新設) →	注 自家腸骨片を充填した 場合は3,150点を加算す る。
副鼻腔骨形成手術 (区分の見直し)	副鼻腔骨形成手術 →	(削除)
(区分の新設)	(新設) →	上咽頭ポリープ摘出術 1 経口腔によるもの 3,430点 2 経鼻腔によるもの 3,890点 3 経副鼻腔によるもの 6,360点 4 外切開によるもの 11,600点
鼻咽腔悪性腫瘍手術 (区分の見直し)	鼻咽腔悪性腫瘍手術 20,400点 →	上咽頭悪性腫瘍手術 21,400点
扁桃悪性腫瘍手術 (区分の見直し)	扁桃悪性腫瘍手術 →	(削除)
(区分の新設)	(新設) →	咽嚥孔閉鎖術 7,550点
(区分の新設)	(新設) →	咽頭粘膜下軟骨片挿入術 11,410点
(区分の新設)	(新設) →	喉頭又は声帯ポリープ切除 術 1 間接喉頭鏡によるもの 2,990点 2 直達喉頭鏡又はファイ バースコープによるもの 4,300点
(区分の新設)	(新設) →	喉頭嚢腫摘出術 2,450点
咽頭、下咽頭悪性腫瘍手術(頸 頭、胸部、腹部等の操作によ る再建を含む)	60,300点 →	63,300点